

平成 30 年 2 月 15 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 30 年第 1 回魚沼市議会定例会について
(2) 平成 30 年度魚沼市各会計予算の審査について
(3) 平成 30 年第 1 回議会報告会について
(4) 閉会中の所管事務調査について
(5) その他
- 2 調査の経過 2 月 15 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
平成 30 年第 1 回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「平成 30 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開催日前日までに受理した請願及び陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
平成 30 年度魚沼市各会計予算の審査については、別紙「平成 30 年度魚沼市各会計予算の審査について」のとおりとした。質疑の方法は事前通告制とし、通告制を重んじることを確認した。また、通告期限を 2 月 28 日正午とした。
平成 30 年第 1 回議会報告会については、議会改革特別委員会での検証結果が報告され次第、協議することとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
その他で、災害救助法等の適用について執行部から報告があった。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 平成 30 年第 1 回魚沼市議会定例会について
- (2) 平成 30 年度魚沼市各会計予算の審査について
- (3) 平成 30 年第 1 回議会報告会について
- (4) 閉会中の所管事務調査について
- (5) その他

2 日 時 平成 30 年 2 月 15 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、
大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務課長、渡辺財政課長

7 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから、議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成 30 年第 1 回魚沼市議会定例会について

関矢委員長 日程第 1、平成 30 年第 1 回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1) 付議事件について、執行部から説明を願います。

佐藤市長 第 1 回魚沼市議会定例会の付議事件につきましては、配布の一覧表のとおりであります。平成 29 年度の補正予算 6 件、平成 30 年度の予算 9 件、条例につきましては改正を含めて 21 件の条例についてご審議いただきたいと思ひます。そのほか市有地の処分、それから人権擁護委員の候補者の推薦、教育委員の任命等についてご審議をいただきたいと思ひます。詳細につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

渡辺財政課長 それでは、付議事件一覧表に従い、平成 29 年度補正予算関係及び平成 30 年

度当初予算関係につきましてご説明いたします。

まず、付議事件番号1番から6番までは補正予算関係でございます。事件番号1番の一般会計補正予算（第7号）の補正内容であります。歳入歳出予算につきましては、歳入では、国の補正予算関連、災害復旧事業などに係る国・県支出金、市債などの追加・調整、ふるさと寄附金などの追加の一方で、特別会計、企業会計への繰出金、貸付金及び財政調整基金繰入金の減額が、主な内容になります。歳出につきましては、国の補正予算関連、市単独事業の前倒し関係の事業費に加え、今冬の豪雪に伴う要援護世帯への除雪支援経費、道路除雪経費、ふるさと結基金への積立金などを追加する一方で、年度末を控えて、各事業の実績又は実績見込みに伴い、所要額の調整及び財源内訳の変更が主なものであります。なお、除雪支援につきましては、マスコミ報道等でご案内のとおりでございます。昨日、災害救助法及び県災害救助条例の適用を受けられることになりました。これに加え、市災害救助条例も適用し、既に市内全域での対応を始めさせていただいておりますのでご理解をお願いいたします。また、一般会計では、このほかに繰越明許費、いわゆる0市債を含めました債務負担行為及び地方債につきましても、あわせて補正をお願いするものであります。

続きまして、事件番号2番の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補正内容は、事業勘定においては、歳入・歳出予算ともに、年度末を控えて、療養給付費等の実績見込みや施設改修計画の見直しに伴い、それぞれ所要額の調整及び財源内訳の変更を行うものであります。また、直営診療所施設勘定においては、予算総額は変えずに、歳入・歳出予算の組み替えなどを行うものであります。

次に、事件番号3番の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補正内容は、歳入・歳出予算ともに、年度末を控えて、広域連合への納付金等の実績見込みに伴い、それぞれ所要額の調整及び財源内訳の変更を行うものであります。

次に、事件番号4番の介護保険特別会計補正予算（第2号）の補正内容は、新年度に向けて介護保険システムの改修が必要になります。これらの予算を歳入・歳出予算に計上するとともに、それぞれほかの部分の所要額を調整するものであります。また、債務負担行為につきましても、あわせて補正をお願いするものであります。

次に、事件番号5番の工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）の補正内容は、水の郷工業団地用地の売り払い及び第2期造成工事の実績見込みなどに伴い、歳入・歳出予算の所要額を、それぞれ減額するものであります。

次に、事件番号6番の病院事業会計補正予算（第1号）の補正内容は、施設整備工事や医療機器の購入額等の実績見込みなどに伴い、収益的収支予算及び資本的収支予算の所要額を、それぞれ調整するものであります。

続きまして、付議事件番号7番から15番までが、新年度の当初予算関係9件でございます。平成30年度魚沼市一般会計予算、4つの特別会計予算及び4つの企業会計予算、合わせて9件の新年度の各会計予算の審議をお願いするものであります。私のほうから、以上で説明を終了させていただきます。

森山総務課長　引き続きまして、条例改正及びその他の付議事件について説明をさせていただきます。事件番号16番　魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、総務省より地方公共団体の条例に

においても、個人情報定義の明確化や要配慮個人情報の取り扱いに留意すること等の通知がされたことから、これらの規定を追加するなど所要の改正を行うものです。

次に、17番 魚沼市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、非常勤特別職のうち市役所の産業医及び市内学校医の報酬の改定、学校医に眼科医を配置することに伴う眼科医の報酬の新設及び地域おこし協力隊員の任用形態の変更による報酬制度の見直しに伴い所要の改正を行うものです。

次に、18番 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、本年1月22日に開催された魚沼市特別職報酬等審議会からの答申により、市長、副市長及び教育長の給料月額について、所要の改正を行うものであります。

次に、19番 魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、液化石油ガスに関する設備等の変更許可申請にかかる手数料の改正を行うものです。

続いて、20番 魚沼市火災予防条例の一部改正については、先ほど申し上げた19番に該当する地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に合わせ、地域の実情により規定していなかった大規模危険物施設にかかる審査手数料を追加するため、所要の改正を行うものです。

続いて、21番 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、消防団員の処遇を改善するため、災害又は警戒に出動した場合の費用弁償について所要の改正を行うものです。

次に、22番 魚沼市子育ての駅条例の制定については、現在ある総合ビジターセンターかたくりを、新年度から子育ての駅として開設するために、必要な事項を定める条例を制定するものです。

次に、23番 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険の県広域化に伴い、国民健康保険税の賦課税率等について所要の改正を行うものです。

次に、24番 魚沼市国民健康保険給付等準備基金条例及び魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険給付金等準備基金及び国民健康保険運営協議会の名称等について所要の改正を行うものです。

次に、25番 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び魚沼市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正については、所得税法等の改正に伴い、助成される対象者の文言の変更等、所要の改正を行うものです。

次に、26番 魚沼市守門健康センター条例及び魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正については、介護保険法の改正に伴い、それぞれ実施する事業等について所要の改正を行うものです。

次に、27番 魚沼市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険料等について所要の改正を行うものです。

次に、28番 魚沼市立学校設置条例等の一部改正については、入広瀬中学校及び守門中学校の統合による校名変更等に伴い所要の改正を行うものです。

次に、29番 魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例の適用に関する規定の準用を追加するなど、

所要の改正を行うものです。

次に、30番 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。

次に、31番 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、指定地域密着型サービス等に関する厚生労働省令の改正に伴い所要の改正を行うものです。

次に、32番 魚沼市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則の改正に伴い、参入する事業者の基準等について所要の改正を行うものです。

次に、33番 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、指定居宅サービス等に関する厚生労働省令の改正に伴い、指定介護予防事業者の連携先の追加等、所要の改正を行うものです。

次に、34番 魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の改正に伴い、県から市へ指定権限が移行した事務について、必要な事項を定める条例を制定するものです。

次に、35番 魚沼市手話言語条例の制定については、手話への理解の促進及び手話を利用しやすい環境を構築し、全ての市民がともに生き、健やかに安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、条例を制定するものです。

次に、36番 魚沼市都市公園条例の一部改正については、都市公園法等の改正に伴い、都市公園施設として設けられる運動施設の面積基準を新たに定めるなど、所要の改正を行うものです。

次に、37番 市有財産の貸付けについて（銀山平蛇子沢小屋）は、学校法人学習院より市に寄贈いただいた銀山平蛇子沢の山小屋の管理運営について、その地域で活動している団体に貸し付けて行いたく、議会の議決を求めるものです。

次に、38番 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託については、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の管理及び執行について、南魚沼市に委託して行いたく、議会の議決を求めるものです。

次に、39番 市有地の処分について、及び40番 市有地の処分についてであります、両方とも水の郷工業団地の関係でございます。39番については、ホリカフーズ株式会社の進出に伴い、工場用地として市有地を売り渡すことについて、議会の議決を求めるものです。40番につきましては、同じく株式会社ブルボン進出に伴い、工場用地として市有地を売り渡すことについて、議会の議決を求めるものです。

次に、41番 人権擁護委員候補者の推薦については、本年6月30日をもって任期が満了となる1名の人権擁護委員の後任候補者の推薦について議会の意見を求めるものです。

次に、42番 教育委員会委員の任命については、平成30年1月31日をもって任期が満了された教育委員の後任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

引き続き、議長受付事件の報告の8番についてであります。専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）は、魚沼市さわやかセンターにおける屋根からの落雪が原因となった乗用車破損事故について、和解が相手方と成立したことによる賠償金の支払いについて、地方自治法の規定により専決処分を行ったものです。

それから追加予定の市長提出事件であります。追加予定1番 字の変更についてであります。新潟県が事業主体となって行っている伊米ヶ崎地区県営ほ場整備事業における換地処分を行うため、字の区域及び名称の変更について議会の議決を求めるものです。こちらについては、2月27日に当該ほ場整備事業の関係者総会を開催し、承認されてからの申請となるため、追加の予定でございます。説明は以上です。

関矢委員長 　ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員 　18番の、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてなんですけれども、前回の副市長の条例改正のときにもかなり議員の中、あるいは地域の中でもいろんな意見があったと思います。その中で、今回、審議会の答申は重要であるとは思いますが、市長の政治判断として提案しないと、地域の状況とか見ながら提案しないということも考えられると思うんですけれども、これはどうなんでしょう。

佐藤市長 　委員会自体が審議されている案件でありますので、それをポケットにしまいこむということ自体がおかしいと、私は思っています。したがって、粛々と審査会の意見が市民の中でどうであれ、一部の意見だけを取り上げてそういう判断するということはいかなものかなと思っておりますので、皆さん方の判断を仰ぎたいと思っておりますけれども、私の給料自体をどうのこうのということよりは、それはそれで考えるところはありますので、ただ議案として、条例の変更について議案として提出することについては、当然のことだと思っておりますので、それはそういうふうにさせていただきたいと思っております。

関矢委員長 　ほかにありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終わります。ただいま説明のあった市長提出事件について、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、市長提出事件については、これを受けることに決定いたしました。次に、議長受付事件について説明を求めます。

櫻井議会事務局長 　（資料「平成30年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」により説明）

関矢委員長 　ただいま説明のあった議長受付事件について質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま説明のあった議長受付事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議長受付事件については、これを受けることに決定いたしました。次に、（2）付議事件の取り扱いについて審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 　（資料「平成30年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」の取扱（案）について説明）

関矢委員長 　ただいまの説明について質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。付議事件の取り扱いについては、議会事務局長の説明のとおりでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。次に、

ウの急施事件の取り扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　急施事件として定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決するものとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で協議することとしたいとするものであります。

関矢委員長　ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについては、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決定することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で協議することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(2) 平成 30 年度魚沼市各会計予算の審査について

関矢委員長　日程第 2、平成 30 年度魚沼市各会計予算の審査についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長　(別紙「平成 30 年度魚沼市各会計予算の審査について (案)」により説明)

関矢委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員　特別委員会の質疑の方法の件ですが、通告制をとっているということで、ずっとやってきているわけなんです、通告外も認めるという中で、質疑の時間制限はないような形になりますと、通告外という形で延々と出てくることもあるわけなんです、そういったものは少し何とか制限するような、何かあってもいいんじゃないかなとは思いますが、その辺についていかがでしょうか。

櫻井議会事務局長　これも前回、決算のときにそういうケースがあって、その後の議運、議会改革で問題点、課題として取り上げたんですが、それに対して時間制限をするとか、そういった結論にまで至っていなかったというのが現実であります。これにつきましては、皆さんの質疑を聞いていて、通告外に渡る質疑が出ることも多々ありますが、前回は通告がなくて、全て通告外だったところから、佐藤肇委員がそういうお話をしているのではないかと思います、これを何項目だとか、何分だとかという制限がなかなかできかねるのではないかと、事務局としては考えますから、やはり質疑されるのは議員の皆さんですから、その中の常識の範疇の中でしていただくということしかないという感じはするんですが、そうでなければこの議運の場で皆さんのほうから決めていただくという形しかないと考えております。

佐藤(肇)委員　通告がないから質疑させないという、そういったことはできないと私も思いますけれども、議長名また委員長名において、極力、通告制をとっているということをきちんともう一回周知をしていただいて、そのような形で質疑に臨んでいただきたいというような一文があってもいいと私は思うんですが、いかがでしょうか。

櫻井議会事務局長　そういう注意喚起じゃないですけど、そういう一筆を入れて、質疑通告書を配るということは可能だとは思いますが、そういった形をとったほうがいいということで議運の中で意思統一ができれば、事務局のほうとしては、そういうふうに配付をさせていただきたいと思っております。

関矢委員長　　ここでしばらくの間、休憩といたしまして、自由討議をさせていただきます。

休　　憩（10：35）

休憩中に自由討議

再　　開（10：38）

関矢委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま休憩中に皆さんからご審議をいただきましたが、今回の予算審査特別委員会については、通告制をとっている魚沼市議会でございますので、通告制を重んじる。皆さんから通告をしていただくということの注意喚起をしていただく。また、今後、この予算委員会で問題提起がございましたら、その時については議会運営委員会並びに議会改革特別委員会のほうで精査することにさせていただきますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定させていただきます。ほかに質疑はありませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終わります。審査方法については、平成30年度魚沼市各会計予算の審査について（案）のとおり、予算審査特別委員会を設置して審議することで異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたします。ここでまた、しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（10：39）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：39）

関矢委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。本件については以上といたします。正副委員長候補及び互選の方法についての協議については、この後の会派代表者会議の場で協議をすることといたします。

日程第3、日程第4については、委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して、日程第5その他を先にし、その後、日程第3、日程第4を協議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。

（5）その他

関矢委員長　　日程第5、その他を議題とします。執行部から、その他報告事項等はありませんか。

佐藤市長　　行政報告の中でもさせていただきますが、先ほど財政課長から説明のありました豪雪対策本部の設置に伴う、今冬の雪の状況でありますけれども、県条例の適用地域が、堀之内、守門、入広瀬が、県条例の最大積雪深を超えておりまして、3地域とも県条例の

適用申請をいたしました。その結果、実は長岡地区の川口が災害救助法の適用になりました。堀之内は救助法の適用まで3cmほど足りなかったんですが、抱き合わせで災害救助法の適用を受ける地域となったということでもあります。先ほど、要支援者に対する補正も組ませていただきますけれども、今現状、そういった状況で、きのうの天気でかなり減ってはいますけれども、最大の積雪深が超えてしまったというようなことで、3地域とも条例及び法律の適用を受けているということになります。

関矢委員長　　ただいまの市長の報告について、質疑はありませんか。

佐藤（肇）委員　　これは条例の適用期間というのが決まっていると思うんですが、何日間になっていますか。

森山総務課長　　災害救助法並びに県の災害救助条例の適用期間は、同じ10日間だということとあります。14日の日に適用になりましたので、14日から10日間、23日までということになります。

渡辺委員　　小出、湯之谷、広神がなっていないわけなんですけれども、水上がり等いろんなところで起きているということを知っていますけれども、適用になっていないところに対することは、どのようになっていますか。

森山総務課長　　13日に市の災害対策本部を立ち上げ、市の災害救助条例を適用させていただきました。それは全域ということになりますので、支援の中身については市全域で同じことを行うということとあります。県、国が適用となっているところについては、その支援が県や国から助成が入ってくるということとありますが、そうでないところは単費で出していくというような取り扱いにさせていただきます。

関矢委員長　　ほかにありませんか。（なし）その他、委員の皆さんから質疑、協議事項等はありませんか。（なし）なければ、これからは委員会内部の協議になりますので、執行部は退席ということにさせていただきますと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）異議ないようですので、執行部は退席を願います。しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（10：44）

執行部退席

再　　開（10：45）

関矢委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

（3）平成30年第1回議会報告会について

関矢委員長　　日程第3、平成30年第1回議会報告会についてを議題とします。平成30年第1回定例会終了後の予算等の状況について、議会報告会を開催することとしておりますが、議会報告会の検証について、現在、議会改革特別委員会で調査、検討がされていますので、結果が議長宛てに報告され次第に協議をさせていただきたいと思っております。ご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定をいたします。必要に応じて、改めて議会運営委員会

で調査が必要であれば招集をさせていただきますが、よろしく願いいたします。

(4) 閉会中の所管事務調査について

関矢委員長 日程第4、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思えます。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定をいたしました。

その他、委員の皆さんから協議事項はありませんか。(なし) ないようでしたら、本日の会議録については委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれで閉会します。

閉 会 (10 : 46)